奈良労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県自動車小売業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 25 日

奈良労働局長　丸山　弘孝

第４号中「１時間781円」を「１時間785円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 25 日

愛媛労働局長　三上　明道

第４号中「１時間786円」を「１時間790円」に改める。

高知労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金（平成20年高知労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 25 日

高知労働局長　礒部　隆文

第４号中「１時間730円」を「１時間731円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月30日から効力を生ずる。

佐賀労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金（平成元年佐賀労働基準局最低賃金公示第４号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 25 日

佐賀労働局長　井上　与一

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金

１　適用する地域　佐賀県の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が陶磁器・同関連製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間632円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

大分労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県鉄鋼業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 25 日

大分労働局長　小澤　**龍**二

第４号中「１時間756円」を「１時間760円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 25 日

大分労働局長　小澤　**龍**二

第４号中「１時間750円」を「１時間754円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 25 日

大分労働局長　小澤　**龍**二

第４号中「１時間701円」を「１時間703円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 25 日

大分労働局長　小澤　**龍**二

第４号中「１時間742円」を「１時間745円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 25 日

大分労働局長　小澤　**龍**二

第４号中「１時間691円」を「１時間694円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県各種商品小売業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 25 日

大分労働局長　小澤　**龍**二

第４号中「１時間675円」を「１時間677円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 25 日

宮崎労働局長　永田　　有

第４号中「１時間684円」を「１時間687円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 25 日

宮崎労働局長　永田　　有

第４号中「１時間667円」を「１時間669円」に改める。

告　　示

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月十一日（金）

○一般案件

一　アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）閣僚会議及び首脳会議並びに関連会合の開催について（了解）（外務・財務・経済産業省）

○国会提出案件（抜粋）

一　独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）（文部科学省）